# 資料1 法制定以降の秘密保護関係条文の改定状況

## 〔統計法関係〕

	統計法(昭和 22 年 法律第 18 号)	昭和 24 年 法律第 132 号
Ι	第14条(秘密の保護) 指定統計調査の結果知られた人、法人又はその 他の団体の秘密に属する事項については、その 秘密は、保護されなければならない。	_
П	第15条 何人も、指定統計を作成するために集められた 調査票を、統計上の目的以外に使用してはなら ない。 前項の規定は、統計委員会の承認を得て使用 の目的を公示したものについては、これを適用 しない。	_
Ш		
IV		
V		
VI		
VII	第19条 統計委員会委員、統計官その他指定統計調査 に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して 知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属 する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、 これを1年以下の懲役又は5,000円以下の罰金 に処する。 前項に掲げる者が、統計委員会の承認を得た 場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏し、又は窃用したときは、5,000円以下の罰金に 処する。 職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。	第19条 <u>の2</u> 統計委員会委員、統計官 <u>、統計主事</u> その他 指定統計調査に関する事務に従事する者、統 計調査員又はこれらの職に在った者が、その 職務執行に関して知り得た人、法人又はその 他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、 又は窃用したときは、これを1年以下の懲役 又は5,000円以下の罰金に処する。 前項に掲げる者が、統計委員会の承認を得 た場合の外集計された結果を、第7条の規定 により定められた公表期日以前に、他に漏し、 又は窃用したときは、これを5,000円以下の 罰金に処する。 職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲 げる者以外の公務員又は公務員であった者 が、同項の行為をしたときもまた同項の例に よる。

	昭和 27 年 法律第 260 号	昭和 58 年 法律第 80 号
I	_	_
П	第15条 何人も、指定統計を作成するために集められ た調査票を、統計上の目的以外に使用しては ならない。 前項の規定は、 <u>行政管理庁長官</u> の承認を得 て使用の目的を公示したものについては、こ れを適用しない。	第15条 何人も、指定統計を作成するために集められ た調査票を、統計上の目的以外に使用しては ならない。 前項の規定は、 <u>総務庁長官</u> の承認を得て使 用の目的を公示したものについては、これを 適用しない。
Ш		
IV		
V		
VI		
VII	第19条の2	第19条の2 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在った者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏し、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は5,000円以下の罰金に処する。前項に掲げる者が、総務庁長官の承認を得た場合のほか集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを5,000円以下の罰金に処する。職務上前二項の事項を知り得た第1項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、同項の行為をしたときもまた同項の例による。

	昭和 63 年 法律第 96 号	平成 11 年 法律第 160 号
	第14条(秘密の保護)	第 14 条(秘密の保護)
Ι	指定統計調査、第8条第1項の規定により総	指定統計調査、第8条第1項の規定により総
	務庁長官に届け出られた統計調査(以下「届	務大臣に届け出られた統計調査(以下「届出
	出統計調査」という。)及び統計報告調整法の	統計調査」という。)及び統計報告調整法の規
	規定により総務庁長官の承認を受けた統計報	定により総務大臣の承認を受けた統計報告の
	告の徴集(以下「報告徴集」という。)の結果	徴集(以下「報告徴集」という。)の結果知ら
	知られた人、法人又はその他の団体の秘密に	れた人、法人又はその他の団体の秘密に属す
	属する事項については、その秘密は、保護さ	る事項については、その秘密は、保護されな
	れなければならない。	ければならない。
		第 15 条
		何人も、指定統計を作成するために集められ
		た調査票を、統計上の目的以外に使用しては
П	_	ならない。
		前項の規定は、 <u>総務大臣</u> の承認を得て使用
		の目的を公示したものについては、これを適
		用しない。
	<新設> ────────────────────────────────────	
	第15条の2	
	何人も、届出統計調査(地方公共団体が行 うものを除く。次条において同じ。)によって	
	すものを除く。 次条において同し。) によって   集められた調査票及び報告徴集によって得ら	
	れた統計報告(統計報告調整法第4条第2項	
	に規定する申請書に記載された専ら統計を作	
	成するために用いられる事項に係る部分に限	_
Ш	る。)を、統計上の目的以外に使用してはなら	
	ない。	
	②前項の規定は、届出統計調査又は報告徴	
	集の実施者が、被調査者又は報告を求められ	
	た者を識別することができない方法で調査票	
	又は統計報告を使用し、又は使用させること	
	を妨げるものではない。	
	〈新設>	
	第 15 条の 3(調査票等の管理)	
13.7	指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集	
IV	の実施者は、統計調査によって集められた調	_
	査票、報告徴集によって得られた統計報告そ	
	の他の関係書類を適正に管理するために必要	
	な措置を講じなければならない。	
	< 新設>	
V	第15条の4(地方公共団体の責務)	_
	地方公共団体は、届出統計調査によって集 められた調査票その他の関係書類の適正な使	
	められた調査票での他の関係者類の適正な使 用及び管理に努めなければならない。	
	/II/久し「日生で力ツなり私りはなりない。	
VI		
	第 19 条の 2	第 19 条の 2
	統計官、統計主事その他指定統計調査に関	統計官、統計主事その他指定統計調査に関
	する事務に従事する者、統計調査員又はこれ	する事務に従事する者、統計調査員又はこれ
	らの職に在った者が、その職務執行に関して	らの職に在った者が、その職務執行に関して

VII

知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

前項に掲げる者が、総務庁長官の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処する。

職務上前二項の事項を知り得た第 1 項に掲 げる者以外の公務員又は公務員であった者 が、同項の行為をしたときもまた同項の例に よる。 知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に 属する事項を、他に漏らし、又は窃用したと きは、これを1年以下の懲役又は10万円以下 の罰金に処する。

前項に掲げる者が、<u>総務大臣</u>の承認を得た場合の外集計された結果を、第7条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを10万円以下の罰金に処する。

職務上前二項の事項を知り得た第 1 項に掲げる者以外の公務員又は公務員であった者が、前二項の行為をしたときもまた<u>当該各項</u>の例による。

	平成 15 年 法律第 61 号
I	_
П	_
Ш	_
IV	_
V	_
VI	
VII	_

#### [表注]

表側のI~VIIは、筆者の方で付加した一覧番号である。 表中の「一」は、条文に変更がないことを示す。

#### [統計報告調整法関係]

	昭和 27 年 法律第 148 号(第 260 号)	昭和 58 年 法律第 80 号
	第4条(統計報告の徴集についての承認)	第4条(統計報告の徴集についての承認)
	統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長	統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長
	は、左の各号の一に該当する場合を除く外、	は、左の各号の一に該当する場合を除く外、
	当該統計報告の徴集について、あらかじめ、	当該統計報告の徴集について、あらかじめ、
	統計委員会の承認を受けなければならない。	<u>総務庁長官</u> の承認を受けなければならない。
	一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令	一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令
	で定められている統計報告の徴集を行おう	で定められている統計報告の徴集を行おう
	とする場合	とする場合
I	二 統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 3	二 統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 3
	条に規定する指定統計調査としての統計報	条に規定する指定統計調査としての統計報
	告の徴集を行おうとする場合	告の徴集を行おうとする場合
	2 前項の承認を受けようとする行政機関の	2 前項の承認を受けようとする行政機関の
	長は、左に掲げる事項を記載した申請書を統	長は、左に掲げる事項を記載した申請書を <u>総</u>
	計委員会に提出しなければならない。	<u>務庁長官</u> に提出しなければならない。
	一 当該行政機関の名称	一 当該行政機関の名称
	二 目的	二 目的
	三 報告を求める事項	三 報告を求める事項
	四 報告を求める者の範囲	四 報告を求める者の範囲
	五 報告を求める期日又は期間	五 報告を求める期日又は期間
	六 徴集方法	六 徴集方法
	七 徴集を行う期間	七 徴集を行う期間
	八 その他行政管理庁長官が必要と認める	八 その他 <u>総務庁長官</u> が必要と認める事項
	事項	3 申請書には、報告様式及びその他の参考
	3 申請書には、報告様式及びその他の参考	書類を添付しなければならない。
	書類を添付しなければならない。	
П		

#### 昭和63年 法律第96号

第4条(統計報告の徴集についての承認) 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長 は、左の各号の一に該当する場合を除く外、 当該統計報告の徴集について、あらかじめ、 総務庁長官の承認を受けなければならない。

- 一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令 で定められている統計報告の徴集を行おう とする場合
- 二 統計法 (昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条に規定する指定統計調査としての統計報 告の徴集を行おうとする場合
- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の 長は、左に掲げる事項を記載した申請書を総 務庁長官に提出しなければならない。
  - 一 当該行政機関の名称
  - 一日於

I

三 報告を求める事項<u>及び当該事項ごとの</u> <u>専ら統計を作成するために用いられるか否</u>

#### 平成 11 年 法律第 160 号

第4条(統計報告の徴集についての承認) 統計報告の徴集を行おうとする行政機関の長 は、左の各号の一に該当する場合を除く外、 当該統計報告の徴集について、あらかじめ、 総務大臣の承認を受けなければならない。

- 一 徴集方法及び報告様式が法律又は政令 で定められている統計報告の徴集を行おう とする場合
- 二 統計法(昭和 22 年法律第 18 号) 第 3 条に規定する指定統計調査としての統計報 告の徴集を行おうとする場合
- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の 長は、左に掲げる事項を記載した申請書を<u>総</u> 務大臣に提出しなければならない。
  - 一 当該行政機関の名称
  - 一日於
  - 三 報告を求める事項及び当該事項ごとの 専ら統計を作成するために用いられるか否

#### 30

	<u>かの別</u> 四 報告を求める者の範囲 五 報告を求める期日又は期間 六 徴集方法 七 徴集を行う期間 八 その他 <u>総務大臣が必要と認める事項</u> 3 申請書には、報告様式及びその他の参考	
	書類を添付しなければならない。	書類を添付しなければならない。
П		

	平成 15 年 法律第 61 号
Ι	_
П	<新設> 第12条の3(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外) 第4条第1項の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第2項に規定する個人情報の保護に冠する法律(平成15年法律第59号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)及び届出統計調査によって集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

### 〔表注〕

表側のⅠ、Ⅱは、筆者の方で付加した一覧番号である。 表中の「一」は、条文に変更がないことを示す。